

こんなとき	手続きに必要なもの
他の医療保険に加入した	他の医療保険の保険証(加入した人全員のもの)、国保の保険証、世帯主の印鑑
転出・転居など住所変更をした	国保の保険証、世帯主の印鑑
修学のため、子どもが他の市町村に住む	在学証明書・学生証など修学を確認できるもの、国保の保険証、世帯主の印鑑 ※家族とは別の国保保険証を交付します
学保険証を使っていた学生が卒業する	学保険証、国保の保険証(家族のもの)、世帯主の印鑑 ※在学延長または進学のときには再度交付手続きが必要

◆**届け出をお忘れなく!**
国民健康保険の資格などに変更があった場合には、届け出が必要で、届け出をしなければなりませんが、届出が遅れたりすると、保険料の二重払いや、保険証の有効期限切れになることがあります。
次のようなときは届け出をしましょう。

国民健康保険からのお知らせ

◆入院時の窓口負担が軽減されます

70歳未満の国保被保険者を対象に、4月から課税世帯の場合は「**限度額適用認定証**」、非課税世帯の場合は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付申請を受け付けます。
入院などで医療費が高額になる場合、この証を病院へ提示すると、世帯の所得状況に応じた一定額(自己負担限度額)までの支払いで済みます。
窓口でいったん支払った後に、高額給付の支分が戻りますよ!



◆申請に必要なもの

主の印鑑
※詳しくは、お問い合わせください

国民健康保険料に滞納があると、この制度を利用できない場合があります。
※滞納がある場合でも、非課税世帯の人を対象に入院時の食事療養費を減額する「標準負担額減額認定証」については、申請によりこれまでどおり交付を行います

申請・問い合わせ先 保険年金課(市役所1階6番窓口) ☎32・2071、または各支所

事務権限委譲に伴い受付窓口が変わります

岡山県からの事務・権限移譲に伴い、4月1日から次の窓口が県から市へ変わります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

事務名	今までの県の窓口	4月1日からの市の窓口
墓地の経営許可等(個人墓地の経営許可等に限る)	美作県民局 環境課	住民課☎32 - 2052
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等	長寿社会対策課 美作県民局 健康福祉課	社会福祉事務所(高齢福祉係) ☎32 - 2066
地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等	長寿社会対策課 美作県民局 健康福祉課	社会福祉事務所(高齢福祉係) ☎32 - 2066
数に増減を生じない民生委員協議会の区域の選定	美作県民局 健康福祉課	社会福祉事務所(保護係) ☎32 - 2064
農地転用(4ha以下)の許可	農村振興課 美作県民局 農業振興課	農業振興課☎32 - 2159
農用地区域内における開発行為の許可	美作県民局 農業振興課	
農地賃貸借契約の解約等の許可	農村振興課	農村整備課☎32 - 2078
保安林内の立木伐採等の届出等	美作県民局 森林課	管理課☎32 - 2089
屋外広告物の許可・違反広告物の除去等	美作県民局 管理課	都市計画課☎32 - 2096
都市計画施設等区域内における建築行為の許可等	都市計画課	

住民票、戸籍、税証明…本人確認にご協力を!

ご存知ですか?

住民票・戸籍の手続きなど本人確認が必要です

本人になりすました虚偽の届け出や交付請求などの不正行為を防止するため、市では下記の窓口手続きで申請者の本人確認を行っています。

対象となる手続き ①転入(転出)などの住民異動届②婚姻・離婚・養子縁組(離縁)届(官公庁発行の顔写真入り身分証明書が必要)③住民票の写し・戸籍(除籍)謄抄本・印鑑などの証明④外国人登録法に基づく証明

窓口で提示するもの 運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、外国人登録証明書、身体障害者手帳、学生証、その他本人と確認できるもの

※業者など第三者による手続きには、委任状や契約書など本人との関係がわかる書類も必要

問い合わせ先 住民課☎32 - 2052

さらに4月~ 税証明の窓口でも本人確認が必要になります

4月からは、所得証明などの各種税証明書の交付申請でも、申請者の押印に加え、本人確認を行います(郵送での請求も同様)。

窓口で提示するもの 運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、外国人登録証明書、身体障害者手帳、学生証、その他本人と確認できるもの

- ◆代理人が申請する場合は、必要な人の押印、または委任状も必要
- ◆継続検査用の納税証明の場合は従来どおり

問い合わせ先 納税課☎32 - 2012



「新津山市国際化推進プラン」

平成27年度までの津山市の国際化施策の指針となる「新津山市国際化推進プラン」。10月にこのプランについて、津山市国際化プラン策定審議会に諮問していたところ、2月5日、審議会の桐生和幸会長から桑山市長が答申を受けました。

4回の審議会において慎重に審議された答申には、基本理念を「地球市民として誰もが共に働き、共に暮らせるまち津山」とすることなど、様々な意見が盛り込まれています。

市ではこの答申をもとに3月上旬までにプランを策定します。
問い合わせ先 企画室☎32・2027



東京事務所を閉鎖します

平成8年以来、津山市の首都圏での活動拠点として開設していた津山市東京事務所を、3月末日をもって閉鎖します。これは、行財政改革の一環として行うものです。今後は、東京事務所が築き上げてきたネットワークをいかしながら、情報の収集や発信に努めます。また、企業誘致活動については、日本立地センター(東京都)内に拠点を設けて対応していきます。

問い合わせ先 企画室☎32・2027